

都市計画法第34条第2号に係る許可運用基準

1 鉱物資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物

市街化調整区域内に存する，鉱物資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物とは次のものとする。

鉱物の採掘，選鉱その他の品位の向上処理及び，これと通常密接不可分な加工ならびに地質調査，物理探鉱等の探鉱作業及び鉱山開発事業の用に供するもの，すなわち，日本標準産業分類D-鉱業に属する事業及び当該市街化調整区域において産出する原料を使用するセメント製造業，生コンクリート製造業，粘土瓦製造業，砕石製造業等に属する事業に係る建築物又は，第一種特定工作物。

なお，鉄鋼業，非鉄金属製造業，コークス製造業及び石油精製等は該当しない。

2 観光資源の有効な利用上必要な建築物

(1) 利用対象となる観光資源は，市街化調整区域内に存するもので，名勝，史跡，温泉等の多数の人が集中する等，観光価値を有するものとして，あらかじめ市長が指定したものとする。

なお，文化財，自然的景観等保全保存すべき資源等にあつては，開発によってその価値を減失又は減少させるおそれがある場合には，有効な利用とはならない。

(2) 申請建築物は次のいずれにも該当するものであること。なお，観光資源と称するもの（ヘルスセンター等）自体の建築物は該当しない。

ア 市街化調整区域でなければ，観光資源の有効な利用ができないもの。

イ 当該観光資源の有効な利用上及び地域の土地利用計画上適切な位置にあること。

ウ 当該観光資源の鑑賞のための展望台，その他利用上必要な施設（宿泊，休憩，その他これらに類する施設を含む。）又は観光価値を維持するために必要な施設であり，適切な規模，構造であること。

エ 周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。

オ 規模，構造，設備，内容等に照らし，用途の変更が容易なものでないこと。

(3) 申請内容が自然公園法等のその他の関連法令に適合するものであること。

3 その他の資源

市街化調整区域内に存する，その他の資源には水が含まれるので，取水，導水，利水又は浄化のために必要な施設は本号に該当するものとする。

なお，当該水を原料，冷却水等として利用する工場等は，原則として本号に該当しないが，当該地域で取水する水を当該地域で使用しなければならない特別の必要があると認められるものは本号に該当する。

市街化調整区域の観光地一覧表

観光地の名称	所在地	備考
狩留賀浜	呉市狩留賀町	海水浴場
二河峡	呉市二河町	自然探勝地
休山（音戸の瀬戸を含む）	呉市休山	スカイライン,登山,景勝地
二級峡公園	呉市広町，郷原町	景勝地，ハイキングコース

（平成15年5月1日から施行）